

○清須市学校給食センター管理運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、清須市学校給食センター設置条例（平成17年清須市条例第74号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(学校給食センター管理事務所)

第 2 条 清須市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）に管理事務所（以下「学校給食センター管理事務所」という。）を設置し、管理事務所長その他の職員を置く。

(給食費の額)

第 3 条 給食費の額は、次のとおりとする。ただし、小学校第 1 学年の 4 月分及び中学校第 3 学年の 3 月分の給食費の額は、別表第 1 のとおりとする。

- (1) 清須市立幼稚園の幼児及び職員 月額 4,100円
- (2) 清須市立小学校の児童及び職員 月額 4,500円
- (3) 清須市立中学校の生徒及び職員 月額 5,200円
- (4) 学校給食センター管理事務所の職員 月額 5,200円
- (5) 前各号に掲げるもののほか、清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた者 教育委員会が別に定める額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給食費の額は、別表第 2 のとおりとする。

- (1) 転校等により月の中途から給食を受けることについて清須市立学校（以下「学校」という。）の幼児、児童及び生徒（以下「幼児等」という。）の保護者並びに学校の職員等の委任を受けた学校の長（以下「校長」という。）からあらかじめ学校給食センター管理事務所長（以下「管理事務所長」という。）に届出がある場合
- (2) 転校等により月の中途から給食を要しないことについて幼児等の保護者並びに学校の職員等の委任を受けた校長からあらかじめ管理事務所長に届出がある場合
- (3) 食物アレルギー疾患により給食を要しないことについて幼児等の保護者の委任を受けた校長からあらかじめ管理事務所長に届出がある場合
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合

3 給食費は、給食を受ける学校の幼児等の保護者及び学校の職員等から教育委員会の委任を受けた校長が徴収する。ただし、給食を受ける学校給食センター管理事務所の職員等は、管理事務所

長が徴収する。

4 給食費の徴収日は、校長又は管理事務所長が別に定める。

5 8月分の給食費は、徴収しないものとする。

(滞納給食費の納付勧告)

第4条 教育委員会は、幼児等の保護者が給食費の徴収日を過ぎても正当な理由がなく給食費を納付しない場合は、給食費納付勧告書（第1号様式。以下「勧告書」という。）により勧告することができる。

(滞納給食費の納付催告)

第5条 教育委員会は、幼児等の保護者が前条の規定による勧告書を受けた日から3月を過ぎても正当な理由がなく給食費を納付しない場合は、給食費納付催告書（第2号様式。以下「催告書」という。）により催告することができる。

(滞納給食費の法的措置)

第6条 教育委員会は、幼児等の保護者が前条の規定による催告書を受けた日から1月を過ぎても正当な理由がなく給食費を納付しない場合は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条第1項の規定に基づき、滞納給食費の支払いを求める法的措置を取ることができる。

(給食費の免除)

第7条 給食費は、次に掲げる場合は、徴収しないことができる。

(1) 病気その他の特別な事情により、1月以上給食を要しない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合

(給食費の還付)

第8条 教育委員会は、次に掲げる場合（第3条第2項各号に掲げる場合を除く。）は、別表第3により、既に徴収した給食費を還付することができる。ただし、学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日を含む月を除き、1月の全日を欠食した場合は、給食費の全額を還付することができる。

(1) 幼児等の給食を1月で連続5日以上要しないことについて幼児等の保護者及び学校の職員等の委任を受けた校長からあらかじめ管理事務所長に届出がある場合

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合

2 教育委員会は、教育委員会が定める特別な事情により清須市立小学校の児童又は清須市立中学校の生徒が給食を要しない場合であって、当該給食を要しないことについて当該児童又は当該生徒の保護者の委任を受けた校長から教育委員会が定める日までに管理事務所長に届出があるとき

は、既に徴収した給食費のうち、当該給食を要しない日1日につき給食費の20分の1の額を還付することができる。

- 3 前項の給食を要しない日は、第1項本文の規定により還付する給食費の額の算定には算入しない。

(運営委員会の所掌事務)

第9条 条例第8条の規定による清須市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)

は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 給食の実施及び衛生管理に関すること。
- (2) 学校給食センターの施設の整備に関すること。
- (3) 給食費に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、学校給食センター管理事務所において処理する。

(役員の構成)

第11条 運営委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の互選とする。

3 役員の任期は、委員の任期による。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。ただし、委嘱後最初に行われる会議は、教育委員会教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がないときは、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第13条 運営委員会は、説明等のため、学校給食センター管理事務所の職員、関係学校等の職員その他必要と認める者を会議に出席させることができる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町学校給食センター設置条例施行規則(昭和51年西枇杷島町教育委員会規則第1号)、清洲町学校給食センター設置及び管理に関する規則(昭和47年清洲町教育委員会規則第11号)又は新川町立新川給食センター管理運営規則(平成17年新川町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

- 3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町学校給食費取扱要綱(平成20年春日町教育委員会告示第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(令和6年度における給食費の額の特例)

- 4 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における清須市立小学校の児童に対する第3条第1項第2号及び別表第1の規定の適用については、同号中「4,500円」とあるのは「4,100円」と、同表中「3,375円」とあるのは「3,075円」とする。
- 5 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における清須市立中学校の生徒に対する第3条第1項第3号及び別表第1の規定の適用については、同号中「5,200円」とあるのは「4,800円」と、同表中「2,600円」とあるのは「2,400円」とする。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	給食費の額
小学校第 1 学年の 4 月分	3,375円
中学校第 3 学年の 3 月分	2,600円

別表第 2（第 3 条関係）

給食を要しない期間	給食費の額
1 月で 1 日又は通算 2 日	給食費の 20 分の 19 の額
1 月で通算 3 日又は 4 日	給食費の 10 分の 9 の額
1 月で通算 5 日から 9 日まで	給食費の 4 分の 3 の額
1 月で通算 10 日から 14 日まで	給食費の 2 分の 1 の額
1 月で通算 15 日以上	給食費の 4 分の 1 の額

別表第 3（第 8 条関係）

欠食の期間	還付の額
1 月で連続 5 日から 9 日まで	給食費の 4 分の 1 の額
1 月で連続 10 日から 14 日まで	給食費の 2 分の 1 の額
1 月で連続 15 日以上	給食費の 4 分の 3 の額